

# 平成23年度町内会等地区課題（要望） 回答書

【町内会等名：美園南町内会】

1. 美園町3丁目1（澤田宅）→13-5（加茂宅）間を舗装してほしい。

《回答》（担当：土木グループ）

現在、市道認定となっていないため、市が舗装整備することはできません。

2. 美園町3丁目1（澤田宅）裏→13-1（小畑宅）間の河川敷道路を補修してほしい。

《回答》（担当：土木グループ）

補修を検討します。

3. 美園町1丁目12-1→13-1間の市道を舗装してほしい。

《回答》（担当：管理グループ）

用地の一部が不確定であるため舗装することはできませんが、ほこりが立つとのことから、ほこりが比較的立ちづらいアスファルト再生砂利の引き均しを行います。

4. 美園町2丁目13-1→17-9間の道路の歩道整備がされていない側を、白線などにより歩道を分離するほか、横断歩道の設置をお願いしたい。

《回答》（担当：土木グループ）

車道路肩部を白線により歩道部を確保する要望ですが、現状狭隘な部分があり、意図的に歩行者を誘導することは危険であると考えています。

歩行者の通行には、対面側にある歩道を利用していただきたいと考えています。

5. 道道上登別室蘭線の街路樹（18箇所）を補植してほしい。

《回答》（担当：管理グループ）

北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所と協議したところ、「補植必要箇所について、毎年予算要望を行っていますが、予算付けがされていません。今後も予算要求を行っていきます」との回答がありましたので、ご理解をお願いします。

6. 平成21年度に鷲別川沿いの既存樹木を保ちつつ、野鳥や鳥などの説明板を設置し、遊歩道としての環境を整備してほしいと要望していたが、その際に回答では調査をするとしていたがその結果を教えてください。

《回答》(担当：管理グループ)

北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所と協議したところ、「現地調査した結果、他の町内会区域を含めて河川敷地に不法に建設した住居・物置及び不法に植栽した花壇が多数確認できました。当所で当事者に撤去するよう指導を行っていますが、町内会でも会員に不法占用物の撤去をするよう周知をお願いします。環境整備はまず不法占用物の撤去から始まるものと考えます」との回答がありましたので、ご理解をお願いします。

7. 大雨の水害対策として、美園2丁目の排水ポンプ水槽に導水管を設置してほしい。

《回答》(担当：土木グループ)

昨年度は異常とも言える大雨に見舞われ、市内の各地域で道路冠水等が瞬時に発生しました。

当該地区においても、冠水対策について検討してまいります。

8. 除雪が表面しかされていないため、車、歩行者ともに危険なので、もう少し丁寧にしてほしい。

《回答》(担当：土木グループ)

市内の除雪については、主に除雪機械でのかき分けによる除雪を実施しています。

しかし、堆雪場所が十分確保できない地区については、路面は圧雪状態となり、暖気が来ると緩んでザクつく状況となるため、除雪業者にも極力路面の雪を除くようには指導していますが、その年の降雪状況及び地域条件が道路状況に影響するため、大変苦慮しているところです。

このことから、既存の堆雪場所の効果的な活用と、町内会からの新たな堆雪場所の情報提供を生かした除雪を業者と協議するとともに、パトロールを強化して更なる向上を目指して検討努力してまいります。

9. 美園町1丁目16-1の道有地の定期的な手入れ(清掃や草刈など)をお願いしたい。

《回答》(担当：管理グループ)

北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所と協議したところ、「要望の土地は、河川敷地としての機能を喪失している旧河川敷地で、将来用途廃止を予定しています。このような土地は多数存在しており、河川管理上支障がないので草刈り等は行っていません。市役所を窓口として町内会等で河川敷地の草刈りを行っていただいて、費用を北海道で補助する制度がありますので、町内会で実施予定があれば市役所に相談してください。また、ゴミの不法投棄については、当所でも対応に苦慮しており、地元町内会の協力を仰ぎながら対応できればと考えています」との回答がありましたので、ご理解をお願いします。